

報告第5号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

専決第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年5月23日

四條畷市長 東 修 平

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 2,500円 |
| 2 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> |
| 3 和解の内容 | (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。
(2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。 |
| 4 損害賠償事件の内容 | 令和5年12月11日午後3時頃、市役所市民課執務室において、印鑑登録作業のため職員が相手方の印鑑を預かり作業中に置いていた棚から印鑑を落下させ、相手方の印鑑に損害を与えた。 |